

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、卸売会社の支店に勤務し、マネージャーとして担当地域の小売店を巡回する等の営業業務に従事していたが、自宅で倒れ、市内の〇病院に搬送され、「右前頭葉脳内出血」により入院治療を受け、その後、複数の病院を転医しながら入院加療中である。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

請求人に発症した疾病を労働災害と認めなかった理由は、請求人の時間外労働を著しく少なく把握した結果である。請求人が出張した場合には、定時で仕事を終えることはなく、得意先の閉店時間まで働いていた。会社には記録がないというが、家族が把握しているだけで時間外労働は月に 100 時間を超えている。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 被災者が罹患した疾病は、「脳内出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね 1 週間及び発症前おおむね 6 か月の業務の過重性について、出張による一定の負荷はあったと思われるが、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前 6 か月間において時間外労働時間数は、発症前 1 か月で 54 時間 34 分、発症前 6 か月のうち平均時間外労働時間が最大となる発症前 2 か月平均で 50 時間 6 分であり、いずれも 1 か月あたり 80 時間を超えていない。
- (4) 請求人は以前、脳内出血を起こしたことがあり、発症前も高血圧の基礎疾患があった。以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳内出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。審査過程で、営業で使用した車両の使用開始及び終了時間を記入した運転日報の存在が判明したため、これを加えて労働時間を集計すると、発症前1か月間の時間外労働時間数は80時間39分、発症前2か月ないし6か月間にわたる1か月当たりの平均時間外労働時間は、最大で2か月平均の74時間8分であり、長時間労働は認められるものの、1か月当たり平均80時間を超える長時間労働の実態までは認められない。

エ 請求人は出張が多い業務であるが、社員全員が同様の業務を行っており、出張時においても十分な休息時間が確保でき、営業ノルマがないこと等から、精神的緊張による強い負荷要因も認められず、出張業務に特別な過重性は認められない。

オ 基礎疾患として、高血圧症が認められ、以前にも脳内出血を発症している。発症直近の健康診断においても、重症高血圧に分類される数値を示しており、日常的な飲酒のほかに、肥満及び高脂血症の傾向もみられる。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。